

道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ 措置の継続を求める意見書

六ヶ所村は、国策であるむつ小川原開発の中心地であり、日本のエネルギー政策の拠点となる「国家石油備蓄基地」や「原子燃料サイクル施設」など、多くのエネルギー関連施設が立地しております。また、本村以北の下北半島地域には、「東通原子力発電所」、「使用済核燃料貯蔵施設」、建設中の「大間原子力発電所」が所在し、我が国のエネルギー政策における重要拠点地域であります。

しかしながら、当地域は未だに幹線道路網の整備が県内でも遅れている状況であり、住民の安全・安心を確保し、地域の生活や経済を支えるうえで必要不可欠な社会資本である道路網整備は、過疎化や急激な少子高齢化が加速する地方にあっては、喫緊の課題であります。

このような状況のなかにおいて、地方の道路整備は、その財源確保が最も重要であり、この財源に対する措置として「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定による補助率の嵩上げ措置があり、市町村の道路整備においても大きく貢献してきましたが、この嵩上げ措置は平成29年度までの時限措置であり、来年度以降は道路整備のための地方の財政負担が増加することになり、地方創生の実現はもとより、地方自治体の財政にあっては危機的状況が予測されます。

このことから、国においては来年度以降も迅速かつ着実な道路整備を推進するため、次の措置を講じられよう強く要望する。

- 1、 道路整備に必要な予算の拡充を図ること。
- 1、 道路財特法の規定に基づく補助率等嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿

六ヶ所村議会議長 橋 本 隆 春